

事項	適用基準	摘要・説明
I 給与表の種類	1. 全施設種別統一給料表である。 2. 職種別給料表である。 給料表 A 施設長・事務職・介護職員・保育士・指導員・調理員等 給料表 B 看護師等 給料表 C 栄養士等 3. 各号給の最高号給以降は、最高号給の1号給会の号給との間差の2分の1の額で給料月額を算出する。	①給料表の適用時期（昇給・昇給実施時期）は4月とする。 ②新規に採用する資格基準非該当職員は給料表Aを使用する。ただし、平成11年12月31日までの採用者（公私格差是正事業により初任給格付を受けた職員）は、資格取得するまで給料表Bを使用し、資格取得の翌年度に給料表Aの直近上位号給に移行し、昇給を行う。
II 職種別給与表における初任給	1. 給料表 A 4大卒 1級10号給 短大3卒 1級9号給 短大2卒 1級8号給 高卒 1級5号給 2. 給料表 B および C 4大卒 1級10号給 短大3卒 1級9号給 短大2卒 1級8号給 高卒 1級5号給 3. 施設長の適用号給は、4級6号給を最低号給として決定する。	①資格基準は、国・東京都の資格基準（＝旧公私格差是正事業の基準）と同様とする。※P20参照 ②資格基準非該当の直接処遇職員は、すべての学歴において該当号給から1号給下位を初任給として決定する。 ③給料表AおよびBにおいて、18歳未満の初任給号給は1級4号給とする（この場合、18歳に到達するまでの年数は昇給・昇格の算定対象年数に加えない） ④4級6号給を施設長の最低号給として決定した場合には、その号給に達する年度まで、昇給・昇格は行わない。
III 前歴換算	1. 福祉職歴のみ換算＝全給料表共通 福祉経験 10割換算 一部特定職種 10割換算（上限7年までを換算対象） その他の職歴 0割	① 考え方は、従前の「民間社会福祉施設—アビス推進費補助」の経験年数算定基準とする（下記のとおり） ② 福祉経験の範囲＝国の民間施設旧与党改善費の算定対象と同範囲（原則として措置施設） ③ 一部特定職種＝看護師および准看護師の病院等（診療所、介護老人保健施設、助産所含む）での経験、保育士・指導員の無認可施設での経験、授産施設にける授産指導員の一般企業での同種の経験、保育所保育士の幼稚園での教諭経験 ④ 前歴加算の考え方を採り、年齢給の考え方は採らないので、年齢加算は行わない。

事項	適用基準	摘要・説明								
<p>IV 昇格基準</p> <p>※ここでいう「昇格」とは、給料表の級を上位○級に上げることの意味する。</p>	<p>1. 昇格年数</p> <table border="0"> <tr> <td>4大卒</td> <td>1級1年→2級1年→3級15年→4級</td> </tr> <tr> <td>短大3卒</td> <td>1級1年→2級1年→3級15年→4級</td> </tr> <tr> <td>短大2卒</td> <td>1級1年→2級2年→3級15年→4級</td> </tr> <tr> <td>高卒</td> <td>1級1年→2級2年→3級15年→4級</td> </tr> </table> <p>2. 4級への昇格は、満40歳以上58歳未満において行う。</p> <p>3. 一定の要件を定め、5級に昇格させることができる。</p> <p>4. 施設長の昇格基準</p> <p>①昇格年数 4級5年→5級7年→6級5年→7級</p> <p>②5級への昇格は、満35歳以上において行う。</p> <p>④一定の要件を定め、8級に昇格させることができる。</p>	4大卒	1級1年→2級1年→3級15年→4級	短大3卒	1級1年→2級1年→3級15年→4級	短大2卒	1級1年→2級2年→3級15年→4級	高卒	1級1年→2級2年→3級15年→4級	<p>① 給料表Aにおける資格基準非該当の直接処遇職員および給料表Bにおける准看護師は、1級からの昇格なし。ただし、資格基準を満たせば2級に昇格を行う。</p> <p>② 上記の場合の昇格時期は、資格を取得した翌年度4月とする。ただし、高卒の資格取得は、資格を取得した翌々年度4月とする。</p>
4大卒	1級1年→2級1年→3級15年→4級									
短大3卒	1級1年→2級1年→3級15年→4級									
短大2卒	1級1年→2級2年→3級15年→4級									
高卒	1級1年→2級2年→3級15年→4級									
<p>V 昇給基準</p> <p>※ここでいう「昇給」とは、同一級内において現に受けている号給よりも1号給高い号給に上げることの意味する。</p>	<p>1. 昇給は年1回、4月1日に行う。</p> <p>2. 昇給資格は、1年間の出勤実績を持って得る。</p> <p>3. 各号給の最高号給以降の昇給基準も上記と同様とする。</p> <p>4. 58歳に達した年度の翌年度から昇給停止とする。</p>	<p>①年度途中で採用者、年度途中で休職した職員は、1年間の出勤実績を満たさないため、1年の出勤実績を満たした年度の翌年度4月1日に昇給する。</p>								
<p>VI 地域加算手当</p>	<p>1. 都の指導に準じる。</p>									
<p>VII 期末・勤勉手当</p>	<p>1. 原則として都人事委員会勧告・都の実施状況に準じる。</p>	<p>※東京都人事委員会ホームページ https://www.saiyou.metro.tokyo.lg.jp/</p>								